

# 社会福祉法人奈良県社会福祉協議会

## 役員報酬等及び評議員の費用に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第24条の規定に基づき、役員報酬等及び評議員の費用弁償に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、本会の理事又は監事の職にある者をいう。
- (2) 常勤の理事とは、本会理事のうち、定款第17条第2項に定める常務理事等、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であってその名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費等本会旅費規程に定める旅費及び手数料等の経費であって報酬と明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給区分)

第3条 本会は、役員職務遂行の対価として次の各号のとおり報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤の理事及び監事は、報酬及び費用
- (2) 非常勤の理事及び評議員は、費用

2 報酬の総額及びその勤務形態に応じた報酬の上限額は、評議員会の決議により定める。

(常勤の理事の報酬)

第4条 常勤の理事に対する報酬は、奈良県が定める「公社・事業団等再雇用職員の任免、給与に関する取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）」の規定を参酌し、給料、期末手当及び通勤手当とする。

2 給料は月額とし、その額はその月の属する年度予算及び前条第2項に定める上限額の範囲内で会長が定める。

3 給料は、就任の日から支給し、退任（死亡による退任を含む）したときは、その日までこれを支給する。

4 前項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外るとき又は月の末日まで支給するとき以外のときの給料額は、日割りによって計算するものとする。

- 5 給料は、その全額を毎月 21 日に支給する。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。
- 6 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の理事に対して、基準日から 30 日をこえない範囲において支給する。これらの基準日前 1 ヶ月以内に退職し、又は死亡した者についても同様とする。
- 7 前項の期末手当の額は、給料月額に 100 分の 10 を乗じて得た額を当該給料月額に加算して得た額に、取扱要綱で規定する月数を乗じて得た額とする。
- 8 通勤手当は、本会給与規程第 7 条の規定に準じ定額を支給する。

（監事の報酬等）

第 5 条 監事の職にある者のうち、会計経理の専門家（社会福祉法第 44 条第 5 項第 2 号に定める者）にあつては、財務等状況の定期実地検査等を行うことを目的に本会に出勤した日並びに理事会及び評議員会に出席した日等を単位として、第 3 条第 2 項に定める報酬総額の範囲内で報酬を支給する。

2 前項に定める報酬日額は 7,000 円とし、当該額に暦月毎に現に本会に出勤し、又は、理事会及び評議員会に出席した日等の日数を乗じて得た額を、翌月 21 日に当該監事が指定する銀行口座への振込によって支払う。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

3 前々項に定める監事が出勤及び出席したときは、移動に要する交通費等費用を支給し、その支払は前項の規定による。

（費用弁償）

第 6 条 役員及び評議員が職務遂行のために旅行した場合に支給する交通費等費用の額は、本会旅費規程に準じて計算した額とする。また、手数料等の支給は実費とする。

（公表）

第 7 条 この基準は社会福祉法第 45 条の 35 に定める報酬等の支給の基準とし、同法の規定に基づき公表する。

（改正及び細則）

第 8 条 この基準の改正は、評議員会の決議により行う。

2 この基準実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この基準は、平成 29 年 6 月 20 日から施行する。  
なお、この基準の施行に伴い、平成 28 年 12 月 26 日施行の「役員報酬等支給規程」は廃止する。
- 2 この基準は、平成 30 年 3 月 30 日に施行し、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。改正後のこの基準を適用する場合には、改正前の基準に基づき支給された期末手当は、改正後の規程による期末手当の内払いとする。（「役員の報酬等及び評議員の費用に関する基準」第 3 条第 2 項に規定する報酬の総額及び上限額）
- 3 この基準は、平成 30 年 6 月 20 日から施行し、平成 30 年 6 月 1 日から適用する。
- 4 この基準は、平成 31 年 3 月 20 日から施行し、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。
- 5 この基準は、令和元年 6 月 20 日から施行する。
- 6 この基準は、令和 2 年 3 月 19 日に施行し、令和元年 6 月 1 日から適用する。  
(1) 改正後のこの基準を適用する場合には、改正前の基準に基づき支給された期末手当は、改正後の基準による期末手当の内払いとする。

「役員報酬等及び評議員の費用に関する基準」第3条第2項に規定する報酬の総額及び上限額

令和8年3月23日現在

○報酬の総額

報酬の総額は、6,000,000円とする。

報酬の総額の算定

(1) 常務理事（上限額：①＋②＋③）

① 給料月額：「公社・事業団等再雇用職員の任免、給与に関する取扱要綱」（平成31年3月20日人第646号）を参酌し、この基準第4条第2項に基づき会長が定める額

② 期末手当：3.375月（6月：1.5875月 12月：1.7875月）

③ 通勤手当：給与規程第7条に規定する定額

(2) 監事（会計経理専門家）の報酬（上限額）

① この基準第5条第2項に規定した額×実働日数

附 則

1 この報酬の総額及び上限額は、令和2年12月8日に施行し、令和2年12月1日から適用する。

(1) 令和2年12月10日に支給する期末手当の割合は、報酬の総額の算定(1)の②にかかわらず、1.75とする。

2 この報酬の総額及び上限額は、令和3年11月30日に施行する。

(1) 令和3年12月10日に支給する期末手当の割合は、報酬の総額の算定(1)の②にかかわらず、1.625とする。

3 この報酬の総額及び上限額は、令和6年3月28日に施行し、令和5年4月1日から適用する。

(1) 令和5年6月30日及び令和5年12月10日に支給する期末手当の月数は、

報酬の総額の算定(1)の②にかかわらず、下表のとおりとする。

令和5年6月30日	1.5月
令和5年12月10日	1.8月

(2) 改正後のこの基準を適用する場合には、改正前の基準に基づき支給された期末手当は、改正後の基準による期末手当の内払いとする。

4 この報酬の総額及び上限額は、令和7年3月24日に施行し、令和6年4月1日から適用する。

(1) 令和6年6月30日及び令和6年12月10日に支給する期末手当の月数は、報酬の総額の算定(1)の②にかかわらず、下表のとおりとする。

令和6年6月30日	1.55月
令和6年12月10日	1.8月

(2) 改正後のこの基準を適用する場合には、改正前の基準に基づき支給された期末手当は、改正後の基準による期末手当の内払いとする。

5 この報酬の総額及び上限額は、令和8年3月23日に施行し、令和7年4月1日から適用する。

(1) 令和7年6月30日及び令和7年12月10日に支給する期末手当の割合は、報酬の総額の算定(1)の②にかかわらず、下表のとおりとする。

令和7年6月30日	1.575月
令和7年12月10日	1.8月

(2) 改正後のこの基準を適用する場合には、改正前の基準に基づき支給された期末手当は、改正後の基準による期末手当の内払いとする。